

# 主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

## 1 主任（監理）技術者について

### (1) 主任（監理）技術者の配置について

建設業の許可を受けている者は、請け負った建設工事を施工する場合、主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません。  
(建設業法第26条)

### (2) 主任（監理）技術者の専任について

公共性のある工作物に関する重要な建設工事(請負代金額**4,500万円**以上、建築一式工事においては**9,000万円**以上)に配置する主任(監理)技術者は、特別な場合を除き原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。  
(建設業法第26条第3項、建設業法施行令第27条第1項)

### (3) 主任技術者の専任性の緩和について

野々市市が発注する建設工事における主任技術者の専任性の緩和に関する取扱いはこちらのとおりです。

#### ①主任技術者の専任性の緩和要件

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、原則2件程度まで主任技術者の兼務を認めます。 ※監理技術者は対象外

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事  
又は  
施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

工事現場の相互の間隔が  
10km程度の近接した場所  
にある工事

ただし、次の工事は兼務を認めません

- ・新工法を採用した工事
- ・施工条件が厳しい工事
- ・第三者に対する影響が大きい工事
- ・トンネル・橋梁などの重要構造物工事
- ・監理技術者の配置を要すると見込まれる工事  
(下請金額の合計が**5,000万円**(建築一式は**8,000万円**)以上)等
- ・低入札となった工事

#### ②情報通信技術を活用した主任(監理)技術者の兼務

以下のいずれにも該当する場合は、2件まで主任(監理)技術者の兼務を認めます。

- (1) 工事の請負代金の額が1億円未満(建築一式工事については2億円未満)であること。
- (2) 工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- (3) 各建設工事の下請次数が3次までであること。
- (4) 主任(監理)技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)を工事現場ごとに配置すること。
- (5) 工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じること。
- (6) 人員配置の計画書を作成し、工事現場に備え置くと共に営業所において保存すること。
- (7) 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置し、かつ当該機器を利用可能な環境が確保されていること。
- (8) 低入札となった工事ではないこと。

### ③ 監理技術者補佐を配置した場合の監理技術者の兼務

以下のいずれにも該当する場合は、2件まで監理技術者の兼務を認めます。

- (1) 予定価格が3億円未満(営繕工事(建物の新築、増築、改築に伴う設備工事を含む。)にあっては2億円未満)であること。
- (2) 兼務する工事がいずれも本市が発注するものであること。
- (3) 低入札となった工事ではないこと。
- (4) 監理技術者が、工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- (5) 工事の規模や施工の難易度等から監理技術者の兼務が認められないと判断される工事でないこと。
- (6) 兼務する工事毎に監理技術者補佐を専任で配置すること。

### ④ 連続する工作物等の工事における主任(監理)技術者の兼務

工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合は、主任(監理)技術者の兼務を認めます。

※ 監理技術者補佐も対象

この場合、兼務する工事に係る下請金額の合計が**5,000万円**(建築一式は**8,000万円**)以上となる場合は、監理技術者の配置が必要です。

#### (4) 主任(監理)技術者の兼務に関する手続きについて

##### ア 主任技術者の兼務に関する条件の明示について

(3)①の主任技術者の兼務については、入札公告又は指名競争入札執行(見積徴収)通知書に明示します。入札公告又は指名競争入札執行(見積徴収)通知書に「兼務が認められる場合」の記載がある場合は、他の工事現場との兼務の承認を申請することができます。

##### イ 主任(監理)技術者の兼務承認申請について

現在、施工中の工事に専任で配置している主任技術者を他の工事の主任技術者として配置しようとする場合、「技術者の兼務承認申請」(別記様式第1号)により、その承認を受ける必要があります。

## 2 現場代理人の常駐義務の緩和について

### (1) 現場代理人の配置について

野々市市発注工事においては、野々市市建設工事標準請負契約約款第10条第1項により、現場代理人の工事現場における常駐配置を義務づけています。

### (2) 現場代理人の常駐義務の緩和について

野々市市が発注する建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いは次のとおりです。

#### 常駐義務の緩和要件

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼務を認めます。**ただし、低入札となった工事は認めません。**

契約額が**4,500万円**  
(建築一式工事は  
**9,000万円**)未満の工  
事であること

かつ

工事現場の把握を常にできる  
状況であり、速やかに工事現場  
に戻ることができること

かつ

発注者又は監  
督員と常に携帯  
電話等で連絡が  
取れる体制であ  
ること

### (3) 現場代理人の兼務について

(2)により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

#### ア 兼務する工事の契約額

- ・請負代金額が4,50万円(建築一式工事については、9,000万円)以上の他の工事現場の主任(監理)技術者及び現場代理人でないこと
- ・現場代理人の兼務する工事の請負代金額の合計が、概ね9,000万円未満であること

#### イ 兼務する工事の距離

- ・兼務する工事現場間の移動時間が概ね30分以内であること

#### ウ 兼務する工事の件数

- ・概ね2、3件程度

### (4) 現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事に配置している現場代理人を他の工事に配置しようとする場合は、「現場代理人及び主任(監理)技術者等選任(変更)届」と共に現場代理人の兼務確認申請書(別記様式第2号)を提出してください。

## 3 主任(監理)技術者と現場代理人を兼務した場合について

### (1) 同一の請負契約での兼務について

同一の請負契約での現場代理人と主任(監理)技術者を相互にこれを兼務することができます。

(野々市市建設工事標準請負契約約款第10条第5項)

### (2) 主任(監理)技術者の兼務が承認された場合について

同一の請負契約で現場代理人と主任(監理)技術者を兼務している技術者について、他の工事の主任技術者との兼務を承認された場合は、当面の間、当該現場代理人についても上記2(3)にかかわらず、当該承認の範囲で兼務することができます。